

3 中東保環第 5 3 6 号  
令和 3 年 1 0 月 7 日

有限会社将楽産業  
代表取締役 新井 和幸 様

京都府中丹東保健所長



条例手続の終了について（通知）

下記事業計画について、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成 26 年京都府条例第 15 号）に基づく手続が終了しましたので、同条例第 15 条第 1 項の規定により通知します。

なお、同条例第 3 条第 2 項の規定により、この通知を受けた日から 2 年を経過したときには、この通知を受けなかったものとみなされます。

記

- 1 産業廃棄物処理施設設置等の目的  
既存の建屋を産業廃棄物積替保管施設として利用し、舞鶴市内等で発生する小口の産業廃棄物（がれき類）を大型車両にてまとめて自社中間処理施設に運搬することで、排出事業者の利便性を確保すること等を目的とする。
- 2 産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする場所  
舞鶴市字喜多小字宮崎 3 1 番 2 0
- 3 産業廃棄物処理施設等の処理方式及び処理する産業廃棄物の種類  
【処理方式】  
産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含む）  
【処理する産業廃棄物の種類】  
がれき類（特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物を除く）
- 4 事業計画書提出年月日  
令和 3 年 7 月 1 6 日